

# 実家が空家になったら 住む予定のない住宅を相続したら

## ◎しっかり管理

現状を維持するためには定期的な草刈りやメンテナンスを行ってください。

遠方にお住まいの場合や福祉施設等に入所する場合には、区長さんや親せき、ご近所と連絡先を確認し、異常があった際には連絡が取れるようしておいてください。

また、相続等について話し合っておくこともお勧めします。

### 管理のポイント



- ◎通風・換気・通水
- ◎ポストの整理
- ◎外周の清掃・草刈り
- ◎屋根雪の管理
- ◎定期的な点検

## ◎売る・貸す

人が住まない住宅は早く傷みます。住宅の売却や賃貸による活用をご検討ください。

住まなくなった日から3年目の年の12月31日までの譲渡であれば譲渡所得が3,000万円まで控除される特例があります。

## ◎解体する

空家を放置すると、野生動物の巣になったり、不特定者の侵入による火災や犯罪のおそれがあり、景観も損なわれます。

解体をし、家庭菜園や駐車場として活用することもできます。

まずは市役所に相談を

## ～空き家バンク登録制度～

飯山市では、空家を活用し、移住定住の促進と地域の活性化をめざした「空き家バンク登録制度」があります。

登録された空き家や土地を、市のホームページや窓口で情報提供するものです。

◆家屋の取壊しには費用が掛かります。空き家の再利用を検討してみませんか◆

## 登録基準

- ① 家の傷み状況から売買や賃貸のできる可能性がある物件（調査をして決定）
- ② 上・下水道の引き込み可能区域で、国・県・市道に面しており、除雪路線である

## 補助制度

登録した空家を売却又は賃貸するにあたり、家財道具等の搬出処分や清掃等の費用に対し、経費の1/2（限度額10万円）の補助制度があります。

## お問い合わせ先

飯山市役所 建設水道部 移住定住推進課 移住定住係

〒389-2292 飯山市大字飯山1,110-1

電話 0269-62-3111（代）内線 254・255（直通 0269-67-0740 平日 8:30～17:15）